

N P O 法 人 卒 後 臨 床 研 修 評 価 機 構

Japan Council

for Evaluation

of Postgraduate Clinical Training



〒102-0083
東京都千代田区麹町 3-3-8 麹町センタープレイス 5階
TEL:03-5212-2444 FAX:03-5212-2445
e-mail:info@jcep.jp

ご挨拶



理事長 福井 次矢

卒後臨床研修評価機構(JCEP)は、その前身である「新医師臨床研修評価に関する研究会」(平成17年9月～平成19年9月)に引き続き、平成19年8月「NPO法人卒後臨床研修評価機構」として設立されました。以来、今日に至るまで、当JCEPは臨床研修病院の第三者評価機関として、研修プログラムに関する基準の策定・公表及び評価事業、人材育成事業、研修開発事業、また臨床研修に関する情報収集及び情報提供事業等を行ってきました。これらの活動の結果、「第三者評価事業」の必要性が医学教育関係者、臨床研修病院に認識されるに至り、JCEPによる臨床研修評価を受審する病院が増え、令和8年6月1日現在約1,000の基幹型臨床研修病院のうち338病院が認定を受けています。

また当JCEPでは、前理事長の岩崎榮先生の方針もあり、常に「医療の質とは何ぞや」を考え追究し続けております。Avedis Donabedianによれば、「質の高い医療とは、治療の全過程で期待しうる効果と、予期しうる損失とのバランスの上でもたらされる患者の福祉(Patient Welfare)を、最大化できる医療である(1966年)」とされ米国のInstitute of Medicineは、「個人および集団に提供する医療サービスが、望ましい健康アウトカムをもたらす度合い、最新の専門知識と一致する度合い(1990年)」と定義しています。このような視点を持って、医療の質向上に貢献できる医師の養成が求められています。

医学部、医科大学卒後直後の2年間の臨床研修は、多くの医師の診療能力・キャリアパスを決める上で重要な役割を果たします。医師の卒後臨床研修が平成16年に必修化されて以来、2年間の研修修了時の研修医の診療能力は明らかに改善してきていることが示されています。これには、研修の到達目標や方略が明示され、研修管理委員会によって研修の進捗状況や修了判定が行われるようになったことなどが大きく貢献しています。各病院の研修体制や実践内容を当評価機関のような第三者機関が評価しフィードバックすることで、研修の質はさらに高められるものと信じます。

臨床研修の質向上に貢献するJCEPの活動に引き続きご協力、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

沿革

平成17 (2005) 年 9 月	「新医師臨床研修評価に関する研究会」 ※平成19年9月まで
平成19 (2007) 年 8 月	「NPO法人卒後臨床研修評価機構」設立認可 高久 史磨 理事長、岩崎 榮 専務理事就任
平成19 (2007) 年10月	認定事業開始
平成23 (2011) 年 3 月	認定病院が100病院に達する
平成23 (2011) 年12月	事務局を東京都港区から千代田区に移転
平成24 (2012) 年12月	「5周年記念会」開催
平成28 (2016) 年 2 月	認定病院が200病院に達する
平成29 (2017) 年 4 月	評価料および認定期間の改定
平成29 (2017) 年 9 月	「10周年記念会」開催
令和 4 (2022) 年 2 月	認定病院が300病院に達する
令和 4 (2022) 年 4 月	岩崎 榮 理事長、福井 次矢 専務理事就任
令和 7 (2025) 年 4 月	臨床研修の第三者評価の受審等に係る省令改正 (第三者評価を受けるとともにその結果を公表することを努力義務)
令和 7 (2025) 年 5 月	福井 次矢 理事長、一戸 真子 専務理事就任



JCEPは、国民に対する医療の質の改善と向上を目指し、臨床研修病院における研修プログラムや研修状況の評価を行い、より良い医師の養成に寄与することを目的として設立された第三者機関です。安全かつ安心して質の高い医師臨床研修が行えるよう、評価基準の策定および評価事業、人材育成事業、臨床研修病院の研修プログラムに関する研究開発事業や国際的な視野も含めた卒後臨床研修に関する情報収集及び情報提供事業を行いながら改善支援を行っています。関係各位の皆様におかれましては、臨床研修の質、および医療の質向上にむけ、引き続き何卒よろしくご支援並びにご協力の程心よりお願い申し上げます。

専務理事
研究開発委員長 一戸 真子



「教育のない病院は病院ではない」（オスラー）としばしば言われます。諸々の臨床実践の中で研修医も学んでいます。当機構は、その研修の実態を体系的に評価する作業を長年担ってきました。その過程で、PDCA的に“進化すること”も少なからず経験しています。評価すること、また受けることは、臨床研修の質向上とともに、多くの議論を通じて上記の進化に与ります。関係各位には多大なるご理解とご支援をここにお願い申し上げます。

理事
評価委員会委員長 有賀 徹

役員

理事長	福井 次矢	理事	永井 良三
専務理事	一戸 真子	理事	西澤 寛俊
理事	相澤 孝夫	理事	伴 信太郎
理事	有賀 徹	理事	邊見 公雄
理事	磯和 理貴	理事	向原 茂明
理事	小野 剛	理事	望月 泉
理事	籠島 充	監事	井部 俊子
理事	楠岡 英雄	監事	下 正宗
理事	佐藤 伊久男	監事	田口 賢司
理事	清水 貴子		

受審のスケジュール

5ヶ月前

3ヶ月前

5週間前

申込
契約書類②③を郵送します

契約
書面調査・事前提出書類④⑤⑥を郵送します

訪問調査日の決定
調査日の決定通知を郵送します

書面調査

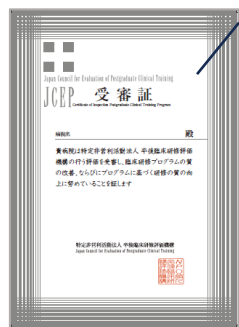
訪問調査
リーダーより**受審証**をお渡しします

評価結果
認定証・**報告書**を郵送します

公表
当機構のHP、発行物等により行います

【ご提出書類①～⑥】

- ①申込書・・・HPよりWEB申込
/Eメール・FAXにて申込
- ②契約書の送付
評価料の納入
- ③訪問調査希望日
- ④書面調査票
- ⑤病院資料
- ⑥訪問調査進行予定表



受審証

※臨床研修評価を受審した場合



認定証

※認定基準を満たしている場合



報告書

評価内容

- Pg. 1 臨床研修病院としての役割と理念・基本方針
- Pg. 2 臨床研修病院としての研修体制の確立
- Pg. 3 臨床研修病院としての教育研修環境の整備
- Pg. 4 研修医採用・修了と組織的な位置付け

- Pg. 5 研修プログラムの確立とその実践
- Pg. 6 研修医の評価
- Pg. 7 研修医の指導体制の確立
- Pg. 8 修了後の進路

本評価では、訪問調査時に評価項目に沿って評価判定をし、必要があればアドバイスし、評価の際に調査全体を通しての感想を述べますが、各評価項目に関するコメントを病院にフィードバックすることで改善を支援していきたいと考えています。調査結果は評価機関内の審議を経て、「臨床研修調査評価結果報告書」として病院に報告します。

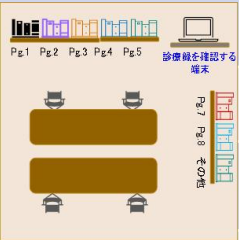


定期的にZoomにて受審病院向けの説明会を行っております。

<https://www.jcep.jp/cn12/unit.html>

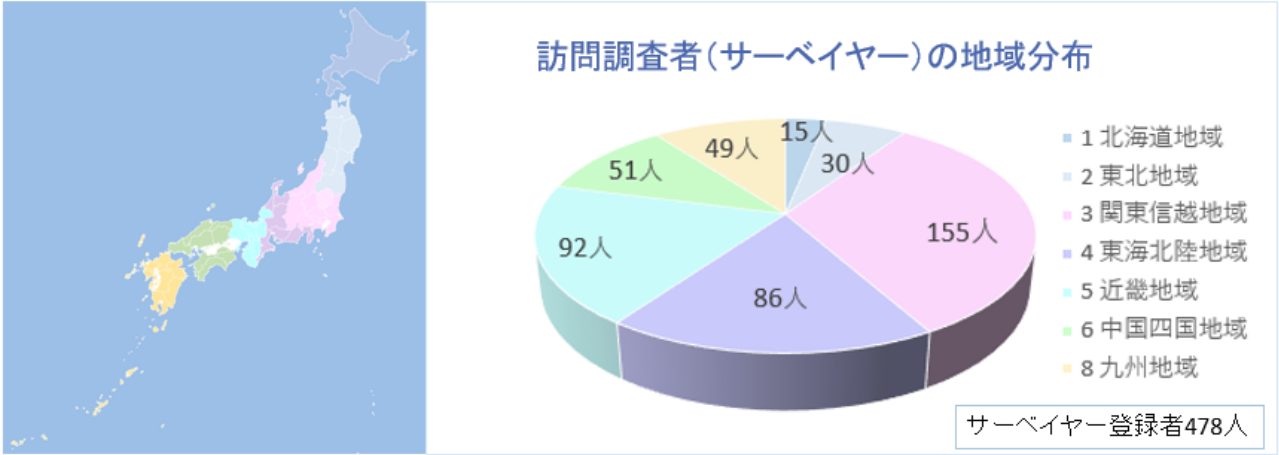


訪問調査当日の流れ（2026年度）

時間	訪問調査当日のスケジュール		
8:50 -	サーベイヤー集合 （病院玄関・総合案内）		
9:00 -	サーベイヤー打合せ 会場の手配をお願いします。		
9:30 -	書類確認 病院ご担当者様のご同席をお願いします。		
10:25 -	開始挨拶・スケジュール確認		
10:30 -	合同面接調査 臨床研修の主要関係者様のご出席をお願いします。	サーベイヤー	病院側
11:20 -	関係部署の訪問 1		
12:10 -	昼食・サーベイヤーチームの打ち合わせ 会場と昼食の手配をお願いします。昼食代は後日JCEPにご請求書ください。		
12:50 -	関係部署の訪問 2		
13:30 -	関係部署の面接調査（指導医・研修医・指導者） ※一般外来研修を他院で行っている場合は時間が異なります。（13:20～）		
14:30 -	研修医インタビュー（研修医のみ）2名以上		
15:00 -	指導医インタビュー（指導医のみ）3名以上		
15:30 -	サーベイヤー合議 会場の手配をお願いします。 ※書類確認の追加資料は、この時間までにご提示下さい。		
16:20 -	講評・意見交換 主要関係者様のご出席をお願いします。		
16:45	終了		

●サーベイヤー数

2026年3月末時点



サーベイヤーチーム

- ・主に臨床研修病院の医師、医師以外の医療従事者、事務・実務担当者等から構成されます。
- ・臨床研修病院群を成す施設(臨床研修プログラムを共有する施設)、調査対象病院の運営管理に携わる立場の者は参加できません。
- ・同グループの病院には参加できません。同開設主体の場合も関連が深い場合には参加できません。所属都府県内には参加できません。

認定証の発行

評価結果において、「要修正」が20%未満の場合は、特段の理由がない限り認定証を発行する。

認定基準の詳細は、実施要領*をご覧ください。



調査評価料（税別）

	新規 初回調査（訪問）	更新 更新調査（訪問）	更新書面調査
機関会員	600,000円	600,000円	100,000円
非機関会員	900,000円	800,000円	150,000円

*機関会員とは、JCEPの趣旨に賛同する医療機関が登録する会員種別で、年会費は30万円です。

更新調査

特段の理由がない限り、次回の訪問調査は4年後とする。ただし、認定証の効力は2年とし、訪問調査による認定の2年後に更新書面調査を受けることにより、継続の2年の認定証を受け取ることができる。

エクセレント賞の基準

原則として、以下のすべてを満たす場合はエクセレント賞を発行する。

- (1) 評価結果において、「適切」が80%以上、かつ「a」が80%以上で、「要修正」と判定された項目がないこと。
- (2) 評価結果において、Pg.4.5が「適切」かつPg.5の「a」が90%以上であること。
- (3) 評価委員会で特に優れていると承認されること。



人材育成

(1) サーバイヤー講習会

JCEPの行う臨床研修評価事業のサーバイヤーを養成します。講習会では、研修プログラムを中心とした評価を行うための知識、方法、態度を修得することを目的としています。本講習会の修了後、OJTとしての訪問調査への参加を経て、JCEPサーバイヤーとしての活動に参加していただけます。医師臨床研修制度の動向について厚生労働省から、またEPOCから講師を招いて最新の情報についても修得していただきます。

(2) 臨床研修病院事務・実務担当者講習会

臨床研修事務手続きの流れや、臨床研修病院の研修体制、ことに実務を担う業務の重要性、また第三評価を受けることの意義について広く認識を深め、研修体制の充実を図っていくことを目的としています。厚生労働省、マッチング協議会、EPOCから講師を招いて最新の情報を確認する場を提供します。

(3) 臨床研修の質向上を目指すブラッシュアップ講習会

臨床研修評価の活用、臨床研修病院のあるべき姿など、臨床研修病院の模範的事例について認識を深め、研修体制の充実を図っていくことを目的としています。医師臨床研修制度の変遷と動向について厚生労働省から、またプログラム責任者養成講習会、指導医講習会から講師を招いて最新の情報について確認する場を提供します。

入会のご案内

正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

- 1万円/年
- 1.メールニュースにより、医師臨床研修に関する情報が随時提供されます。
 - 2.当機構が行う各種イベントに、優遇して参加いただけます。
 - 3.サーベイヤークラスを受講し、サーベイヤークラスとして活動できます。
 - 4.事業報告書等の刊行物をお届けします。

機関会員 当法人の目的に賛同して入会した医療機関等

- 30万円/年
- 1.メールニュースにより、医師臨床研修に関する情報が随時提供されます。
 - 2.当機構が行う各種イベントに、優遇して参加いただけます。
 - 3.当機構主催のイベントで機関会員の掲示の他
JCEPのホームページ等にて研修医向け、医学生向けのページに掲載します。
 - 4.臨床研修評価受審費用の割引があります。
 - 5.事業報告書等の刊行物をお届けします。

賛助会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

- 一口以上/年
一口10万円
- 1.当機構会員向けメールニュースにて広告配信ができます。
 - 2.当機構主催のイベントで賛助会員の掲示をします。
 - 3.当機構主催のイベントでの広告配布ができます。

ご入会へのお願い

JCEPは東京都に設立の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）です。

JCEPは、臨床研修プログラムを中心とした臨床研修評価を行い、臨床研修プログラムの改善、良い研修医の育成、素晴らしい臨床研修指導医の養成、プログラム責任者の評価、研修管理委員会・管理者へのフィードバックを行い、病院の改善活動を支援します。また、国民が安心して受診できる病院、国民が求める良い医師を育てる研修プログラムの標準化を推進します。

臨床研修が適切に実践されるために、また臨床研修プログラム、および臨床研修病院群の質の向上を図るために、一人でも多くの団体、法人、個人の方々に、ご入会を賜り、ご支援賜りたいと願っております。ご入会を心よりお待ちしております。

NPOとは

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。

NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

(注)法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

NPO法人に対する監督

NPO法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、さまざまなかたちで行政の関与を抑制しています。

機関会員

- 聖マリア病院

全日本民主医療機関連合会(医師臨床研修センター)

相澤病院

聖路加国際病院

総合病院 聖隷浜松病院

近畿大学病院

新京都南病院

日本医科大学付属病院

湘南鎌倉総合病院

伊勢赤十字病院

公立みつぎ総合病院

大阪病院

泉大津急性期メディカルセンター

河北総合病院

松波総合病院

中部国際医療センター

淀川キリスト教病院

高槻病院

横須賀市立総合医療センター

京都岡本記念病院
- 大阪急性期・総合医療センター

昭和医科大学病院

京都民医連中央病院

松戸市立総合医療センター

地域医療振興協会

住友病院

仙台徳洲会病院

倉敷成人病センター

守口生野記念病院

馬場記念病院

なにわ生野病院

上越総合病院

松阪市民病院

手稲溪仁会病院

明和病院

橋本市民病院

天理よろづ相談所病院

京都府立医科大学附属病院

横須賀共済病院

京都桂病院

特別会員

- 一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全国自治体病院協議会
- 独立行政法人 国立病院機構

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

賛助会員

- ベストワールド株式会社

一般財団法人 日本医療教育財団
- 株式会社京都科学

ヴェクソンインターナショナル株式会社